

○ 山口県警察の航空機の運用等に関する訓令

平成6年9月1日

本部訓令第26号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、警備部警備課航空隊（以下「航空隊」という。）の運用、山口県警察における警察用航空機（以下「航空機」という。）の運用及び整備等について必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2条 航空機の運用及び整備については、航空関係法令、警察用航空機の運用等に関する規則（昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び警察用航空機の運用等に関する細則（平成4年警察庁訓令第16号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

第2章 航空隊

(活動の本拠)

第3条 航空隊の活動の本拠（以下「航空基地」という。）は、宇部市大字沖宇部625番地山口宇部空港内に位置する山口県警察が使用する事務所、格納庫及びこれらに付属する施設とする。

(任務)

第4条 航空隊は、航空機を運用することにより、災害その他の場合における警備実施を行うほか、警ら、遭難者の捜索救助その他の警察業務の支援を行うことを任務とする。

(活動区域)

第5条 航空隊の活動区域は、山口県下全域とする。

(管理責任者)

第6条 航空隊に管理責任者を置き、警備部警備課長をもって充てる。

2 管理責任者は、航空隊の効率的な管理、運営並びに航空機の効果的な運用を図るものとする。

(航空隊長)

第7条 警備部警備課航空隊長（以下「航空隊長」という。）は、規則第8条に規定する業務を行うものとする。

(運航責任者)

第8条 運航責任者は、航空従事者たる警察官をもって充てる。

2 航空隊長が航空従事者である場合は、航空隊長は、運航責任者を兼ねることができる。

3 運航責任者は、規則第9条に規定する業務を行うものとする。

(安全担当者)

第9条 安全担当者は、管理責任者が航空従事者の中から指定するものとする。

2 安全担当者は、規則第10条に規定する業務を行うものとする。

(勤務制)

第10条 航空隊員の勤務制は、山口県警察に勤務する職員の勤務時間、休日及び休暇に関する訓令（平成7年山口県警察本部訓令第10号）第2条に規定する通常勤務とする。

(勤務の方法及びその内容)

第11条 航空隊員の勤務の方法及びその内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 基本勤務 航空機警ら、待機、整備又は訓練に従事する勤務

(2) 特別勤務 災害その他の場合における警備実施、事件、事故の際の初動措置活動、緊急配備活動、遭難者の捜索救助に従事する勤務

(3) 支援勤務 警察業務の支援、その他前号に規定する勤務以外の任務に従事する勤務

(勤務時間割りの基準)

第12条 航空隊の勤務時間割りの基準は、次表のとおりとする。

勤務	航空機警ら・訓練	待機・整備	合計
A勤務	2:00～4:00	4:00～6:00	7:45
B勤務	1:00～2:00	6:00～7:00	7:45
C勤務	0	7:45	7:45

(防護計画)

第13条 管理責任者は、航空基地における火災その他の事故防止に努めるとともに、非常の場合における航空基地及び航空機等の防護に必要な計画を策定するものとする。

第3章 運用

(機長の指定等)

第14条 運航責任者は、航空機を運航する場合は、機長を指定し、業務遂行に必要な航空隊員を搭乗させるものとする。

(機長の指示)

第 15 条 機長は、搭乗者に対し運航業務遂行に必要な指示を行い、搭乗者はこれを厳守しなければならない。

(突発事案等への対応)

第 16 条 航空隊長は、常に即応体制を保持し、第 11 条第 2 号に規定する特別勤務に該当する突発事案等で航空機の出動を要する事案を認知した場合には、管理責任者の指示を受けこれに対応するものとする。ただし、急を要する場合は、航空隊長の判断により対応し、事後速やかに管理責任者に報告するものとする。

(無線自動車等との連携)

第 17 条 機長は、航空機の運航に際し、航空隊長に飛行目的、経路等を通報するとともに、適宜位置通報を行うものとする。

2 機長は飛行中、無線自動車、警察用船舶等との連携を図らなければならない。

(年間計画等)

第 18 条 所属長は、翌年の航空機の要請計画について、毎年 11 月 15 日までに航空機年間要請計画書(別記様式第 3 号)により警察本部長(以下「本部長」という。)に報告するものとする。

2 航空隊長は、次の各号に掲げる計画を作成しなければならない。

- (1) 年間航空機事故防止計画
- (2) 四半期別整備計画
- (3) 四半期別訓練計画
- (4) 月別運航計画

(支援要請)

第 19 条 所属長は、航空機の支援を要請する場合は、前月 20 日までに、航空機支援要請(承認)書(甲)(別記様式第 4 号)により本部長に支援要請するものとする。ただし、急を要する場合は、電話その他の方法により要請し、承認を受け、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 所属長は、航空機の支援を要請するときは、事前に運航責任者と航空機の運航の安全及び効率的な運用に関する細部事項について、必要な調整を行うものとする。

(支援承認)

第 20 条 本部長は、前条の要請があった場合は、その内容について審査の上、適当と認めるときは、航空機支援承認書(別記様式第 4 号)を当該所属長に交付するものとする。

(搭乗手続の例外)

第 21 条 遭難者、護送を要する被疑者等事件、事故の関係者を航空機に搭乗させる場合又は管理責任者から搭乗を依頼された者が航空機に搭乗する場合は、第 19 条及び第 20 条に規定する手続を省略することができる。

(航空機事故報告)

第 22 条 機長は、航空機事故が発生した場合は、次の各号に掲げる事項を速やかに本部長に報告しなければならない。

- (1) 機長の氏名、航空機の登録記号及び型式
- (2) 事故の発生日時、場所及び当時の気象状況
- (3) 搭乗者の氏名、負傷状況及び機体の損傷状況
- (4) 第三者に与えた損害の状況
- (5) その他必要と認める事項

(航空機事故の調査)

第 23 条 本部長は、航空機事故が発生した場合には、当該事故の原因を明らかにするため、必要があると認めるときは、事故調査委員会を設置することができる。

2 事故調査委員会は、本部長が指名又は委嘱する委員をもって構成する。

(臨時発着場の運用等)

第 24 条 臨時発着場の設定は、各警察署の管轄区域内に 1 箇所以上とする。

2 警察署長は、臨時発着場の現況を把握するものとし、臨時発着場の使用が困難となった場合又は新たな場所を設定する必要が生じた場所は、臨時発着場指定・指定解除申請書(別記様式第 5 号)により、本部長に申請しなければならない。この場合において、新たな場所を設定する必要が生じたときは、別表に基づき調査の上、臨時発着場調査表(別記様式第 6 号)を添付するものとする。

3 本部長は、前項の申請に基づき調査の上、臨時発着場指定・指定解除書(別記様式第 5 号)により、臨時発着場の指定又は指定の解除を行うものとする。

(臨時発着場の安全措置)

第 25 条 警察署長は、臨時発着場を使用する場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 警戒員の配置
- (2) 吹流しの設置
- (3) ○Hマークの標示(直径 5 メートル、線の幅 15 センチメートルを基準)
- (4) 飛散物の排除及び砂じん防止のための散水
- (5) 消火器の準備

(6) 無線の開局

第4章 整備

(点検整備)

第26条 航空機整備士は、規則第21条に規定する航空機の点検整備を計画的に実施し、機能の保持に努めなければならない。

(非可動報告)

第27条 運航責任者は、航空機が故障、定期整備又は特別整備のため、非可動状態になった場合は、その都度管理責任者に報告するものとする。

第5章 雑則

(備付簿冊)

第28条 運航責任者は、航空機の運航及び整備等の状況を明らかにするため細則第7条に規定するもののほか、必要と認める簿冊を備え付けるものとする。

(部外者からの支援要請手続)

第29条 警察職員以外の者(以下「部外者」という。)からの航空機支援要請は、航空機支援要請(承認)書(乙)(別記様式第7号)によるものとし、搭乗者がある場合は誓約書(別記様式第8号)を添付し本部長に支援要請するものとする。

2 本部長は、前項の要請があった場合は、その内容について審査の上、相当と認めるときは、航空機支援承認書(別記様式第7号)を当該部外者に交付するものとする。